

## [事案 2020-129] 契約解除無効請求

・令和2年12月17日 裁定終了

### <事案の概要>

糖尿病の認識がなかったことを理由に、告知義務違反による契約解除の無効を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

前立腺がんにより入院したため、平成31年1月に乗合代理店を通じて契約した医療保険にもとづき給付金を請求したところ、不告知事実との因果関係がないとして給付金は支払われたものの、告知義務違反があったとして契約が解除された。しかし、以下の理由により、故意または重大な過失による不告知ではないので、契約解除を無効としてほしい。

- (1)糖尿病外来に定期的に通院していたが、主治医からは、血糖値が高めなため、食事療法や運動療法を行ってこれ以上悪くならないようにと指導を受けていただけであり、糖尿病であると告げられたことも、糖尿病の薬を処方されたこともなく、自分は糖尿病予備軍であって糖尿病であるとの認識はなかった。
- (2)平成26年9月、平成28年9月、平成29年9月に受けた健康診断結果報告書にも、「血糖値、糖尿病を示す項目(HbA1c)がやや高値」とあるだけで、糖尿病であるとは記載されていない。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)告知書の「過去5年以内に、次の病気(糖尿病を含む)で医師の診察・治療・投薬のいずれかを受けたことがあるか」といった質問に「いいえ」と回答されているが、申立人は、少なくとも、平成29年4月、平成30年1月、5月に糖尿病治療のため通院している。
- (2)主治医による回答書には、平成26年6月に糖尿病とはっきり告げ、糖尿病(境界型)は確実であり、減量、食事・運動療法を続けて定期的に外来で経過観察をしていくと説明した旨が記載されている。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の病状および症状に対する認識等ならびに和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人の事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人には告知義務違反があり、それは少なくとも申立人の重大な過失によるものと認められ、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。